

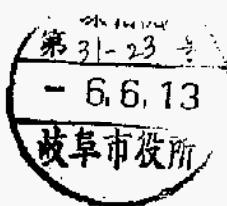
## 様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 6年 6月 13 日

(あて先) 岐阜市長



提出者 〒500-8382

住所 岐阜県岐阜市薮田東1丁目7番8号

氏名 パナソニックホームズ株式会社 中部第二支社 岐阜

支店長 吉岡 克

電話番号 058-271-7773

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	パナソニックホームズ株式会社 中部第二支社 岐阜支店
事業場の所在地	岐阜県岐阜市薮田東1丁目7番8号
事業の種類	06 総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

## 産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	605.9 t	全処理委託量	605.9 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	605.9 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 △列4番)

### 計画の実施状況

### (産業廃棄物の種類)

コンクリート破片

量物償有

不要物等發生量

自ら直接  
再生利用した量

排 出 量  
① 364.40 t

項目 繼續

①排出量	364.40 t
②+③自ら再生利用を行つ る量	

### ⑤自ら熟回収を行った量

⑦白ら中間処理により減量した量

④会員登録手順  
⑤会員登録手順

①優良認定処理事業者への 代理委託	364.40
小計	364.40

## ②再生利用業者への処理委託量

### ③熟成回収認定業者への処理

少佐は、四枚の手帳と一枚の目録とドクターベルトを手に持つ。左側の手帳には「回収を行う業者への処理委託」と記されている。

自ら直接  
再生利用した量

3

自ら中間処理  
した量

3

④のうち熟回収  
を行った量

自ら中間処理した後  
再生利用した量

⑩のうち再生利用業者への処理委託量		
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑫	
⑪のうち熱回収認定業者以外の業者熱回収を行う業者への処理委託量	⑬	⑭

⑩のうち優良認定  
処理業者への  
処理委託量

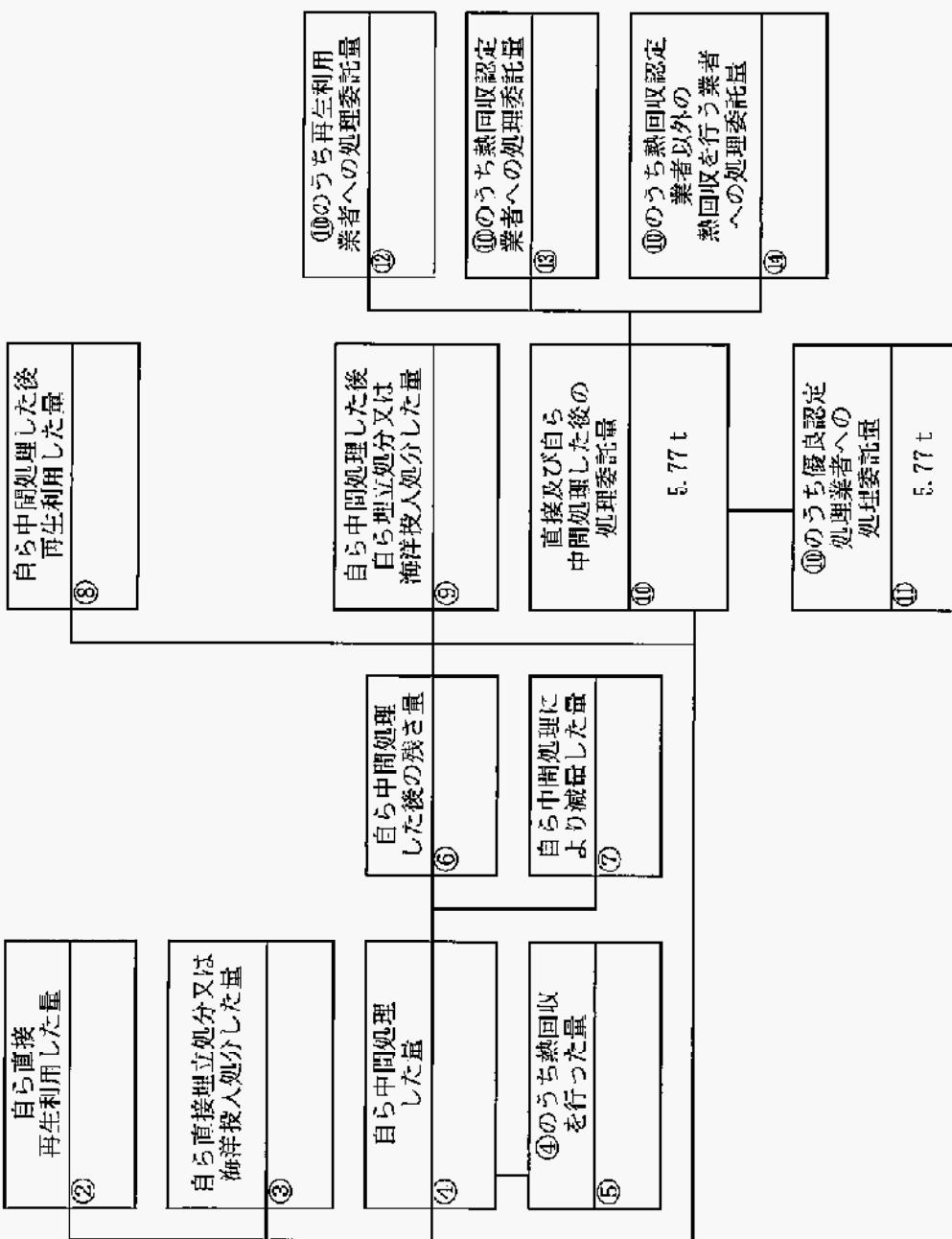
(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： アスファルト・コンクリート破片 )

有 債 物 量	
不 要 物 等 発 生 量	拠 出 量
	① 拠出量 ① 5.77t
	② 実績値 5.77t
① 拠出量	② 実績値 5.77t
② + ③ 自ら再生利用を行つた量	
⑤ 白ら熱回収を行つた量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③ + ⑨ 自ら型立処分又は海上搬入処分を行つた量	
⑩ 全処理委託量	5.77t
⑪ 優良認定処理事業者への処理委託量	5.77t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収を行う業者への処理委託量	

(第2面)



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた不要物)

有 傷 物 量
排出量 ① 28.86 t

不要物等発生量
---------

項目	実績値
①排出量	28.86 t
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	

①全処理委託量 ①優良認定事業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③熱回収認定業者への処理委託量 ④熱回収を行う業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	23.86 t
①+②自ら中間処理に上り減量した量	
③+④自ら埋立処分を行つた量	
⑤自ら熱回収を行つた量	
⑥自ら中間処理を行つた量	

項目	実績値
①排出量	28.86 t
②+③自ら中間処理した量	
⑤自ら熱回収を行つた量	
⑥自ら中間処理を行つた量	

項目	実績値
①排出量	28.86 t
②+③自ら直接処分又は海洋投入処分した量	
⑤自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	
⑥自ら中間処理した後 自ら再生利用した量	
⑦自ら中間処理した後 自ら熱回収を行つた量	
⑧自ら中間処理した後 自ら再生利用した量	

(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 廃プラスチック類)

## 有 傷 物 量

不要物等発生量

排 出 量  
① 17.36 t自ら直接  
再生利用した量  
②自ら直接埋立処分又は  
海上投入処分した量  
③

項目	実績値
①排出量	17.36 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	17.36 t
⑪優良認定事業者への処理委託量	17.36 t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海上投入した量 ⑨	自ら中間処理した後 業者への処理委託量 ⑩
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海上投入した量 ⑩	自ら中間処理した後 業者への処理委託量 ⑪
直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑪	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑫
17.36 t	17.36 t

自ら中間処理した後 業者への処理委託量 ⑫
17.36 t

(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず )

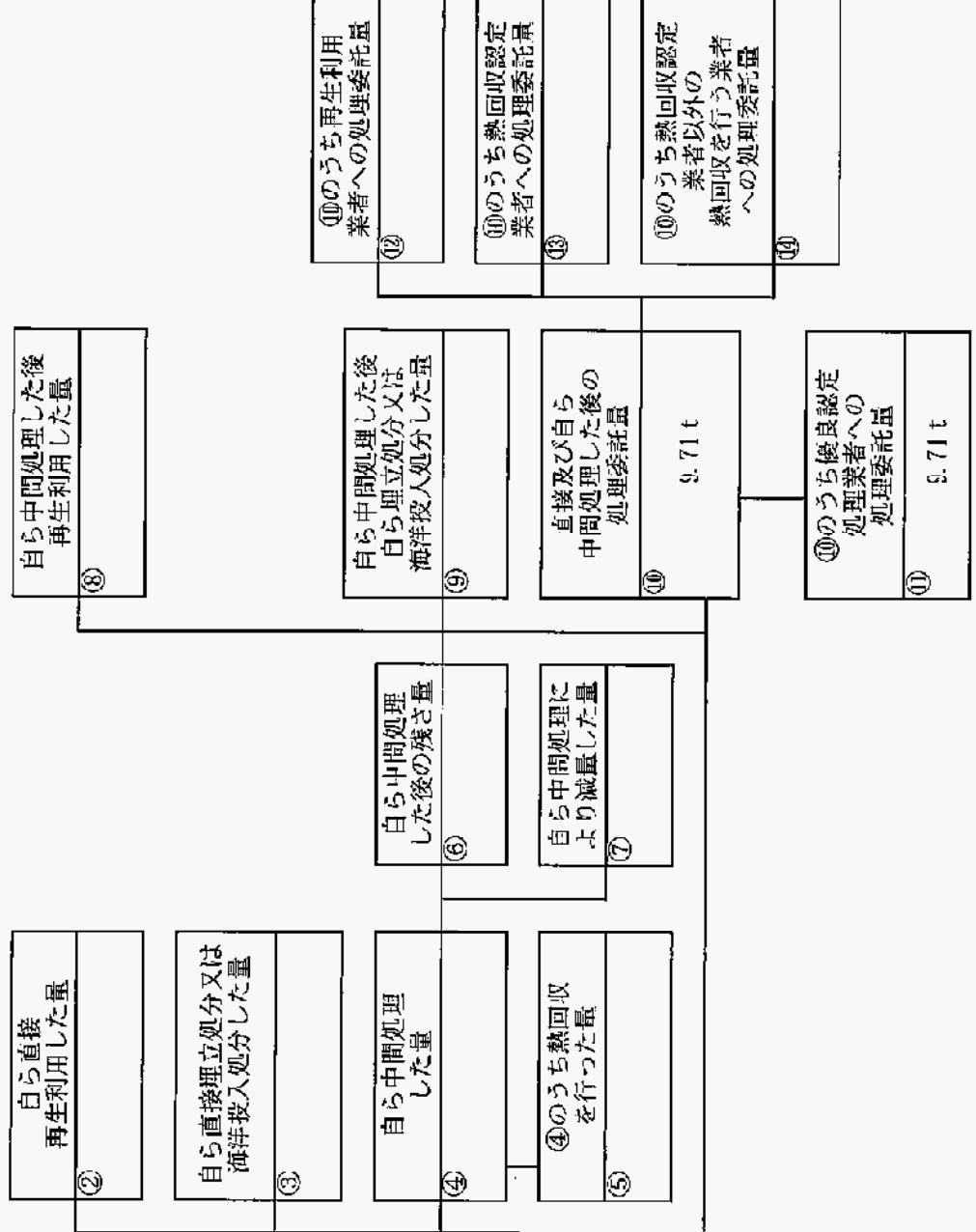
有 備 物 量
不要物等発生量

自ら直接  
再生利用した量自ら直接立処分又は  
海洋投入処分した量自ら中間処理した後  
再生利用した量

(第2面)

排 出 量
① 9.71 t

項目	実績値
①排出量	9.71 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	9.71 t
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	9.71 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 木くず )

有 債 物 量
不要物等発生量 排 山 量 ① 139.09 t

不 傷 物 量

自ら直接再生利用した量 ②
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 ③

自ら中間処理した後 再生利用した量 ④
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑤

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑥
自ら中間処理した後 自ら熱回収を行った量 ⑦
自ら中間処理により減量 した量 ⑧
自ら中間処理により減量 した量 ⑨
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量 ⑩

自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 ⑪
自ら中間処理した後 自ら熱回収を行った量 ⑫

(第 2 面)

自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑬
自ら中間処理した後 自ら熱回収を行った量 ⑭

自ら中間処理した後 自ら熱回収を行った量 ⑮
自ら中間処理した後 自ら熱回収を行った量 ⑯

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 繊維くず(天然繊維くず) )

有償物量
不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量
②

排出量
① 0.73t

項目	実績値
①排出量	0.73t
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.73t
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	0.73t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	

項目	実績値
①自ら直接 再生利用した量	②
③自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③
④自ら中間処理 した後の残さ量	⑥
⑤自ら熱回収を行った量	⑤
⑦自ら中間処理した量	⑦
⑨自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量	⑨
⑪直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑪
⑫自ら中間処理した後 の残さ量	⑩ 0.73t

(⑩)うち再生利用業者への処理委託量	⑫
(⑪)うち熱回収認定業者への処理委託量	⑬
(⑫)うち熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処理委託量	⑭
(⑬)うち優良認定処理業者への 処理委託量	⑪

(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず )

有 備 物 量
不要物等発生量 ① 排 出 量 30.42 t

自ら直接再生利用した量 ②
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③

自ら直接再生利用した量 ②
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③

項目	実績値
①排出量	30.42 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑪全処理委託量	30.42 t
⑯優良認定処理事業者への処理委託量	30.42 t
⑰再生利用業者への処理委託量	
⑲熱回収認定業者への処理委託量	
⑳熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③

項目	自ら中間処理した後の残さ量 ⑥
④のうち熱回収を行った量 ⑤	
自ら中間処理により減量した量 ⑦	
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩	30.42 t
⑪のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑫	30.42 t

⑪のうち再生利用業者への処理委託量 ⑬
⑪のうち熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭

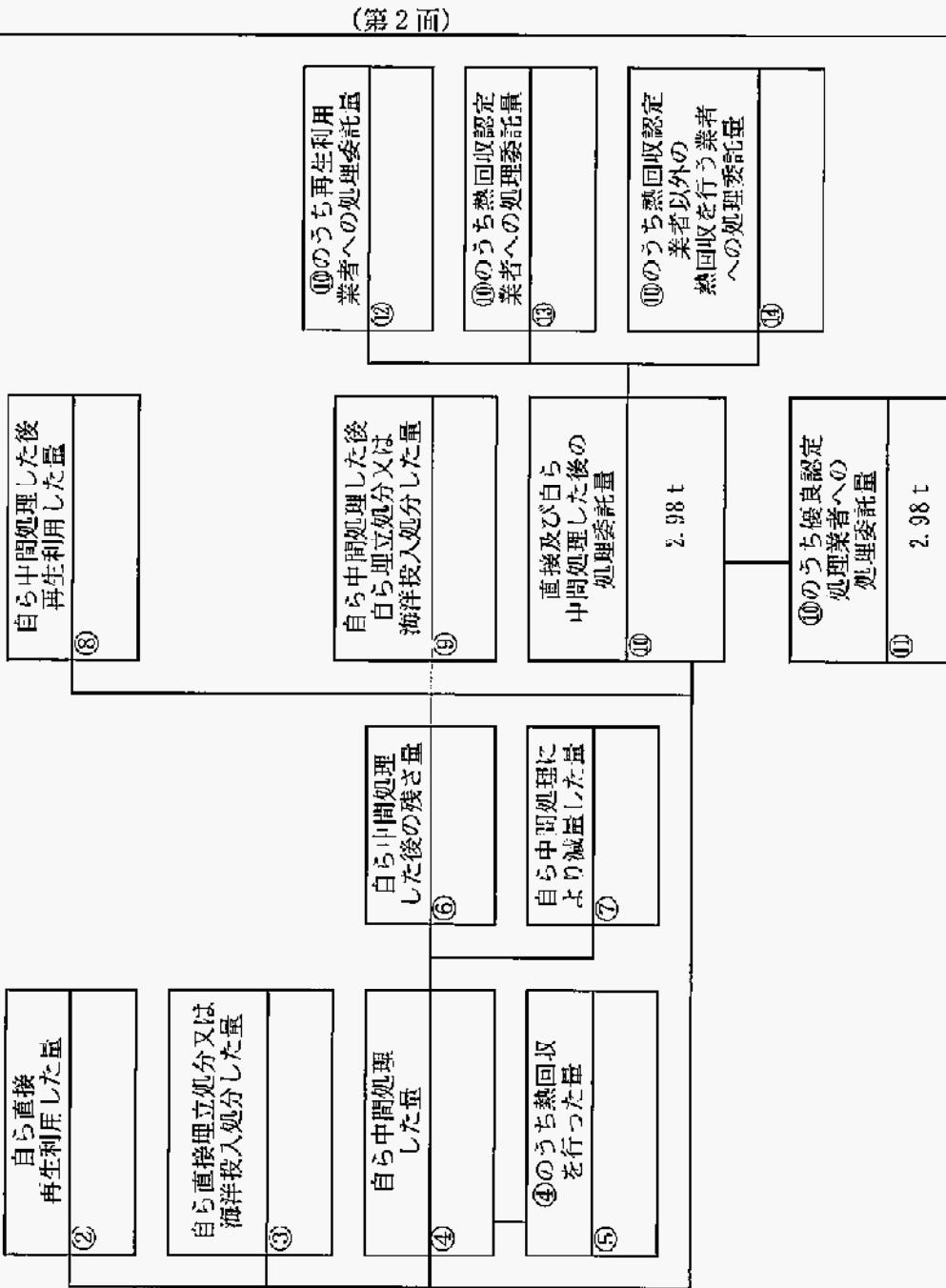
(第2面)

(産業廃棄物の種類: 石膏ボード)

### (産業廃棄物の種類:

石管示一

有 債 物 量	
不 要 物 等 発 生 量	
排 出 量	① 2.98 t
項目	実績値
①排出量	2.98 t
②+③自ら再生利用を行つた量	
⑤自ら熱回収を行つた量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
⑨自ら埋立処分又は海上投入処分を行つた量	
⑩全処理委託量	2.98 t
⑪廃棄認定処理事業者への処理委託量	2.98 t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 管理型処設混合廃棄物 )

有 傷 物 量
不要物等発生量

不必要物等発生量

自ら直接再生利用した量
②

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧

項目	実績値
①排出量	6.42 t
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑪全処理委託量	6.42 t
⑫優良認定処理事業者への処理委託量	5.42 t
⑬再生利用業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者への熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後の残さ量
④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量
⑥	⑦
⑧	⑨
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑪
⑪	⑫
⑫のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑬
⑬	⑭

自ら直接再生利用した量	自ら中間処理した後の残さ量
②	⑥
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑪
⑪	⑫
⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬
⑬	⑭
⑭	⑮

(第 2 面)

## 計画の実施状況

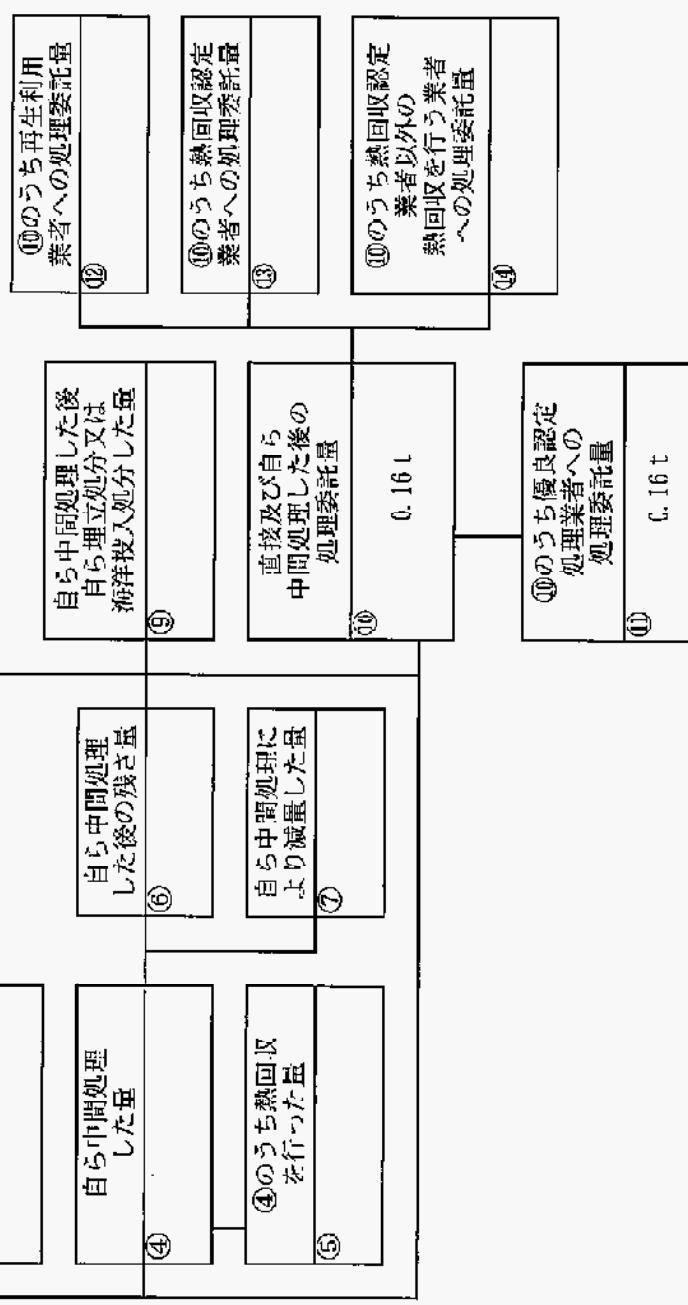
(産業廃棄物の種類 : 安定型建設混合廃棄物 )

有 備 物 量
不要物等発生量

不 備 物 量

項目	実績値
①排出量	0.16 t
②+⑧自ら再生利用した量	—
③自ら直接廃立処分又は海洋投入処分した量	—
④自ら中間処理した量	—
⑤自ら熱回収を行った量	—
⑥自ら中間処理した後の残さ量	—
⑦自ら中間処理により減量した量	—
⑧+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	—
⑩全処理委託量	0.16 t
⑪優良認定処理事業者への処理委託量	0.16 t
⑫再生利用業者への処理委託量	—
⑬熱回収認定業者への処理委託量	—
⑭熱回収を行う業者以外の熱回収を行った量	—

自ら中間処理した後 再生利用した量
⑧



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。